

## 静岡県がんセンター局管理規程第1号

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成30年3月28日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

がんセンター局長 小櫻 充久

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程

静岡県がんセンター局職員就業規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p><b>第14条</b> 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。<u>第18条第3項</u>において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次項で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p><b>第17条</b> (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前各号に掲げる者のほか生計を一にする親族</p> <p>この場合において、第14条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。第18条第2項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この</p>	<p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p><b>第14条</b> 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。<u>第18条第2項及び第31条の3</u>において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次項で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p><b>第17条</b> (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前各号に掲げる者のほか生計を一にする親族</p> <p>この場合において、第14条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。第18条第2項<u>及び第31条の3</u>において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間を</p>

条において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして次項で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

(部分休業)

**第25条** (略)

2・3 (略)

4 第30条第1項第10号の規定による特別休暇又は第31条の2の規定による介護時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇及び介護時間の時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。

(休暇の種類)

**第28条** 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護時間)

**第31条の2** (略)

いう。以下この条において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして次項で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前1時までの間をいう。)に」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

(部分休業)

**第25条** (略)

2・3 (略)

4 第30条第1項第10号の規定による特別休暇、第31条の2の規定による介護時間又は第31条の3の規定による子育て部分休業を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、介護時間の時間又は子育て部分休業を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。

(休暇の種類)

**第28条** 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休業とする。

(介護時間)

**第31条の2** (略)

(子育て部分休業)

**第31条の3** 子育て部分休業は、職員(育児短

(特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

**第32条** (略)

2 (略)

3 管理者は、介護時間の請求について、前条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

時間勤務職員等を除く。)が次に掲げる子の養育をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1) 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

2 子育て部分休業の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休業の単位は、30分とする。

4 子育て部分休業は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条の規定による部分休業、第12条第1項第10号に規定する特別休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業、特別休暇及び介護時間の時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休業の承認)

**第32条** (略)

2 (略)

3 管理者は、介護時間の請求について、第31条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

4 (略)

5 管理者は特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(休暇等)

第39条 (略)

2～5 (略)

6 職員は、介護休暇又は介護時間を受けようとするときは、別に定める介護休暇承認申請簿により、あらかじめ所属長等に申請し、その承認を受けなければならない。なお、介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

4 管理者は、子育て部分休業の請求について、前条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

5 (略)

6 管理者は特別休暇、介護休暇、介護時間又は子育て部分休業について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(休暇等)

第39条 (略)

2～5 (略)

6 職員は、介護休暇、介護時間又は子育て部分休業の承認を受けようとするときは、次の各号に定めるところによる。

(1) 職員は、介護休暇の承認を受けようとするときは、別に定める介護休暇承認申請簿により、あらかじめ所属長等に申請し、その承認を受けなければならない。

(2) 職員は、介護時間の承認を受けようとするときは、別に定める介護休暇承認申請簿により、あらかじめ所属長等に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

(3) 職員は、子育て部分休業の承認を受けようとするときは、別に定める子育て部分休業承認請求書により、あらかじめ所属長等に申請し、その承認を受けなければならない。

(4) 前号の承認を受けた職員は、当該承認に係る子の養育の状況に変更が生じたときは、別に定める養育状況変更届により、遅滞な

<p>7～9 (略)</p> <p>10 第7項又は前項の規定にかかわらず、所属長等は、それぞれ、申出の期間又は第7項の申出に基づき第7項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第8項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり<u>第15条の4第2項ただし書</u>の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。</p> <p>11 (略)</p>	<p><u>く、所属長等に届け出なければならない。</u></p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 第7項又は前項の規定にかかわらず、所属長等は、それぞれ、申出の期間又は第7項の申出に基づき第7項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第8項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり<u>第31条の3第2項ただし書</u>の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。</p> <p>11 (略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。